

令和8年5月25日

保護者の皆様へ

砥部町立砥部中学校
校長 田本 克彦

【変更】警報発表等非常変災時における生徒の登校について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のことと存じます。

さて、国の防災気象情報について、令和8年5月下旬から警戒レベルと一部の警報等が見直されることから、年度初めにお知らせした「警報発表等非常変災時における生徒の登校」の内容を変更いたします。気象庁発表の警報または町の水防本部から指示・勧告があった際の登校・休業の判断を次のとおりとしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

1 砥部町に「レベル3以上の次の警報、危険警報、特別警報（氾濫、大雨、土砂災害）」及び「次の警報、特別警報（暴風、大雪、暴風雪）」のいずれかが発表された場合

- 1 午前7時の時点で発表されている場合は、臨時休業とする。
- 2 午前7時までに解除された場合は、午前8時から8時30分の間に登校する。
 - 広田地区の生徒は、総津発7時50分の通学タクシーで登校する。
 - 給食を実施して、6時間の授業を行う。

2 その他の場合

- 1 町の水防本部から通行禁止の指示が出た場合は、その地域は登校しない。
- 2 町の水防本部から避難指示が出た場合は、その地域は登校しない。
- 3 大雨によって登校が危険と思われる場合や通学路に土砂崩れがあった場合は、保護者の判断で登校を見合わせる。保護者は、その旨を学校に連絡する。
- 4 生徒在校中に警報が発表された場合は、校長が状況をみて安全な方法で下校させる。
- 5 砥部町において震度5弱以上の地震が発生した場合は、その後も余震等が起こる可能性が高いため、原則として在宅時は自宅待機とし、登校している場合はテトル(保護者連絡ツール)等を通じて対応の連絡をする。

- 「警報」等の発表中か否かは、テレビ(NHKデータ放送が詳しく表示しています。)、ラジオ、インターネット等の天気予報で御確認ください。
- 砥部町に対して発表されている「警報」等のみが対象となります。
- 休日の部活動も同様に対応してください。